

平戸市行政改革大綱

市民満足度の高いサービスを

最少のコストで提供する協働型自治体を目指して



長崎県 平戸市

- 目次 -

行政改革の基本方針	P 2
1. 要因	P 2
2. 目的	P 2
3. 基本方針	P 2
4. 合併効果とスケールメリット	P 3
5. 推進の方法	P 3
6. 体系図	P 4
現状と課題	P 5
1. 厳しさを増す地方財政	P 5
2. 合併直後における本市の状況	P 5
(1) 行政サービス	
(2) 組織機構と事務分担	
(3) 自治体職員	
(4) 公共施設	
(5) 行政サービスに対する評価	
3. 財政状況	P 7
(1) 平成 17 年度における新市の財政構造	
(2) 歳入・歳出の構造	
(3) 類似団体等との比較	
(4) 財政危機に陥った原因	
(5) 今後における財政の見通し	
4. 人口の動向	P 11
(1) 本市の人口	
(2) 年齢構成	
5. 行政改革に関するアンケート調査結果	P 13
行政改革の推進体制	P 14
1. 推進期間	
2. 推進体制	
(1) 庁内での改革推進体制	
(2) 市民とともに改革を推進する体制	
(3) 計画的な実施	
(4) 進捗状況等の公表	
行政改革の取り組み	P 15
1. 協働社会への転換	P 16
(1) 市民が参画する地域自治	
(2) 市民満足度重視した透明性の高い行政	
2. 目標管理型の行政経営への転換	P 17
(1) 効果的かつ戦略的な行政組織	
(2) 選択と説明責任を両立する体制	
3. ローコスト自治体への転換	P 19
(1) ローコスト自治体	
(2) 適正な歳入確保と徹底した歳出削減	
(3) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	
行政改革の取り組みにおける主な成果指標	P 23
用語解説	P 26

行政改革の基本方針

1．要因

(1) 地方分権社会の到来

地方分権社会では、自治体のあり方として、市民と行政がともに自らの責任において地域の進むべき方向を見定め、必要な施策を選択決定し、その結果責任を自らが負う仕組みづくりなど、自立した自治体が求められています。

(2) 社会情勢の変化による財政運営の悪化

県内における景気低迷からの市税減収や、三位一体の改革による国庫補助負担金、地方交付税の削減などの大幅な歳入の減少が生じており、また、歳出では扶助費、補助費等などの増加により、多額の財源不足が生じたため、平成 18 年 3 月市議会において「財政危機宣言」を行いました。

(3) 市町村合併の課題

合併後の行政運営をみると、類似団体と比較して組織機構の肥大化、過剰な状態にある職員数、公共施設の増加等の要因が発生しています。事務事業では「緩やかな合併」を基調とした合併協議のもと、結果として公共料金の格差や独自制度を残すなど「行政サービスの地域間格差」を一定期間残した結果となっています。

2．目的

今回の行政改革は、組織の縮小、総人件費の抑制といった単なるリストラ策ではなく、社会情勢に適合した持続可能な財政運営と自立した自治体を構築することにあります。

加えて、合併に起因する組織、職員数の増大や不均一な行政サービスを抜本的に見直すことにより、市民が最も必要としている産業の振興、雇用の確保あるいは少子高齢化への対応など直面する課題に即応した体制整備や制度を創出することであり、その相乗効果として、地域経済の活性化による税収等の増加が生み出される仕組みづくりを行政改革の目的とします。

3．基本方針

行政改革の基本方針を、市民・企業・NPO団体などの「多様な主体と行政が協働する地域社会の実現」と位置づけ、本市における行政経営の在り方を「市民満足度の高いサービスを最少のコストで提供する協働型自治体」とし、新しい考え方を取り入れた行政運営の構造改革に取り組むものとします。

具体的には、地方自治法に定められている住民自治の基本理念に立ち、市民と行政との新しい関係を構築するため、

第1に、市民の意思が行政活動の多様な機会に反映され、市民、ボランティア団体などの参入を促進すること。

第2に、限られた行政資源を有効利用するため、民間的経営手法を導入することにより行政活動の質を高め、重点課題の選択と行政資源の集中化を図ること。

第3に、これらを可能とする機動性・迅速性を備えた小さな自治体へと移行すること。を念頭に取り組み、従来の行政運営にとらわれない新しい行政経営体へと移行します。

4．合併効果とスケールメリット

合併していない自治体と比較した場合、歳入面では合併特例債と地方交付税の算定替の特例などの優遇措置が一定期間確保されることや、歳出面では首長をはじめとする特別職や議員、各種委員会委員の減少、行政組織の再編・事務事業の統一化などによる費用削減などに合併効果が表れています。

しかし一方では、合併による急激な変化や行政サービスの低下に対する市民の懸念に配慮し、本庁・支所に同じ機能を持つ課が存在する組織や同じ行政サービスでも旧市町村の制度をそのまま残すなど、新市となっても地域間の格差を認め経過措置を設けており、新市としての一体性に欠けています。

今後は新市として「行政サービスの水準、行政の組織機構」のあり方について、市民に理解や協力を得ながらスケールメリットを最大限に活用した抜本的な見直しを行います。

5．推進の方法

地域経済の活性化による税収の増加、業務の効率化や市民協働による行政コストの削減を行政改革の柱として進めていくためには、市民に対して行政改革の推進方法を明確に示さなければなりません。

客観的に人口4万人の自治体として新市を捉え、類似する自治体と比較した場合、職員数683人は極めて過剰であることを十分認識し、現在の非効率な組織機構や複雑化した意思決定機能などを整理することは効率性、公平性の立場から当然のことです。

また、効率的な組織に再構築することで、その余剰人員を現在民間委託している業務や臨時職員を配置している部署に充てることができ、即効性も含め合併の相乗効果もより大きいものとなります。

このことから現在の組織機構を早急に本庁方式に移行させ、生じた余剰人員を業務改善等のプロジェクトチームや雇用促進対策に充てるなど、柔軟な組織体制や多様なプロジェクトスタッフを擁する組織を念頭におき機構改革を推進します。

6. 体系図



現状と課題

1. 厳しさを増す地方財政

依然として厳しい経済情勢が続く中で、国や地方の財政は税収の低下が著しく、一方で景気対策を続けてきた結果、平成17年度末における国の長期債務残高は600兆円程度、地方の長期債務残高を加えると770兆円程度となっています。

このような状況を克服するため、国は「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」の理念のもと、地方分権を円滑に推進するために「三位一体の改革」を具現化しました。この改革の進展により、地方行政は地方交付税の総額抑制や国庫補助金の廃止・縮減が先行する一方、税源の移譲が遅れ、歳入を確保することに深刻な影響を及ぼすなど一段と厳しさを増しています。

このような状況下において、国、県の動向や景気の状態を見極め、中長期的な財政の見通しを立てた指針（財政健全化計画）づくりと、指針に基づく抜本的な歳出削減や歳入確保策により持続可能な行政運営を実施していくことが求められています。

2. 合併直後における本市の状況

(1) 行政サービス

合併による急激な変化を回避するため、国民健康保険税、法人市民税の不均一課税や水道料金等が合併前と同様に継続しています。同じ市域に住み、同じ行政サービスを受けられる市民として、公平性や受益者負担の適正化の観点からみても不均一な行政サービスや市民の負担に対する是正は急務です。

しかしながら、公平性や負担の適正化を求める領域がある反面、地域コミュニティ、地域の慣習や伝統文化といった均一化がなじまない領域があります。

「均一化が望ましい領域」と「文化や独自性が保たれる領域」を分け、それぞれの領域を明確化し相互に補完していくことも、新市としての一体性や独自性を確保するためには必要です。

(2) 組織機構と事務分担

合併協議において、急激な組織再編による混乱や住民サービスの低下を避けることから、1本庁3総合支所方式を選択し、事業課については均衡ある産業基盤の整備と地域の独自性を確保するという観点から4支所方式を採用しました。

総合支所・4支所方式を取り入れた結果、同じ機能を持つ課が本庁・支所にあること、本庁・支所間の総合調整機能を持つ課を新たに設置するなど非効率な組織機構となっています。本庁・支所機能の役割を明確化し、それぞれの機能を十分に発揮できる組織機構の再編が求められています。

事務分担においても、4支所方式の採用により旧市町村域内の独自性を保つため、業務を管内で完結する仕組みを設けています。結果として市民がその他の旧市町村区域において、行政サービスを受けようとしても受理できないといった弊害も生じており、新市の一体性や迅速な対応について問題があることから見直しが求められています。

(3) 自治体職員

行政改革に関するアンケートの自由意見にも見られるように、「前例踏襲・縦割り意識」と呼ばれる従来型の行政手法や官・民における給与格差、職員の接客態度など、いわゆる「お役所仕事」や「公務員処遇」に対する市民の目は厳しいものがあります。

また、職員の業務のあり方も、地方分権一括法が施行され、国、県の通達等により定められていた機関委任事務の多くが各自治体の裁量権に委ねられる自治事務へと移行しました。これに伴い先進自治体では、市民満足度を前提としたサービス提供組織として、あるいは民間的経営手法を取り入れるなど積極的に行政の体質改善を図っています。

行政に対する市民の関心が高まり、地方自治の制度が大きな転換期を迎えている今日、市民の求める職員像も大きく変化しています。今後は、市民満足度を重視した政策形成能力、企画力等を備えた職員の資質向上や意識改革、そして地方公務員として「市民全体の奉仕者」としての高い倫理観と使命感を持った、時代の要請に応えられる職員が求められています。

(4) 公共施設

合併により人口 39,930 人、面積 235.6 k²と市域が拡大しましたが、新市として公共施設の配置状況を見た場合、近距離に類似した社会教育、体育施設等が設置されている状況です。

また、組織再編により各支所庁舎の会議室、議場等の活用がなされていない現状にあることから、今後は、類似施設については統廃合の検討、庁舎内の空きスペースや会議室等は地域コミュニティの場として提供する等の検討が求められています。

(5) 行政サービスに対する評価

これまでの行政サービスの達成度の評価は、各課における事業分析及び判断が主であり、各事業にかかる事前説明会を実施したとしても受益者を対象としており、かつ大規模な事業に限られていました。その他の事業については、事業規模・数量・予算額といった行政本位の実績重視型がほとんどで、事業実施前の市民ニーズ調査や事業実施後の市民の評価を行政に反映させる取り組みはなされていない状況です。

今後、事業を実施する際には市民がわかりやすい指標や目標設定、実施後の成果を視点とした事業の説明を行うなど、市民満足度を中心とした事業実施と市民の意見を政策に反映するシステムの構築が求められています。

3. 財政状況

(1) 平成17年度における新市の財政構造

財政構造の弾力性を示す平成17年度における本市の経常収支比率は102.8%で、県内各市平均、県平均、類似団体平均を大きく上回っており、平成12年度までは低下していましたが、普通交付税の削減等により近年は急激に上昇しています。

この指標が100%を超えるということは、経常的経費（人件費、扶助費等）を支出するために、経常的収入（市税、普通交付税等）だけでは賄いきれないことから、臨時的収入（基金繰入金、特別交付税等）に頼らざるを得ない状況にあることを示しています。加えて、経常的収入の太宗を占める普通交付税や市税は「長期化する県内の景気低迷」や「三位一体の改革」などの社会情勢を見ても、増収は当面見込めないことから一層の財政の硬直化が進んでいくものと予想されます。

(2) 歳入・歳出の構造

歳入の構造をみると、平成17年度決算における歳入決算額の状況（表1参照）は、243億円となっており、うち自主財源は56億円（23.0%）、地方交付税などの依存財源は187億円（77.0%）となっています。

本市の歳入構造で顕著に現れているのは、自主財源が23%（グラフ1参照）と他団体と比較しても低いうえに、近年、基金繰入金に頼っており基金繰入金を除く自主財源は17.3%しかありません。特に市税は財政に占める構成比が、県内他市と比較すると約10ポイント低く、逆に地方交付税を比較すると約13ポイント高くなっており、地方交付税等に大きく依存した歳入構造となっています。

次に、平成17年度決算における歳出決算額の状況（表2参照）の内訳（グラフ2参照）をみると、投資的経費が54億円（22.5%）と最も高く、人件費44億円（18.1%）、公債費35億円（14.7%）、扶助費27億円（11.1%）、補助費等26億円（10.7%）と続いています。

このうち人件費、扶助費、公債費の合計を義務的経費といい、構成比は43.9%となっており、他団体と比較してみると標準的な比率のように見えますが、旧町村分の生活保護費等が合併後分（半年分）しか反映していないこと、また、投資的経費が他団体よりも高いことなどから、他団体と比較して義務的経費の比率が低くなっています。

しかしながら、これを、住民一人あたりの負担に置き換えてみますと、住民一人あたりの義務的経費は27万円で、県内都市、類似団体より高くなっています。加えて、補助費等が年々高くなってきており、義務的経費の増加と併せ、歳出構造の硬直化の原因となっています。

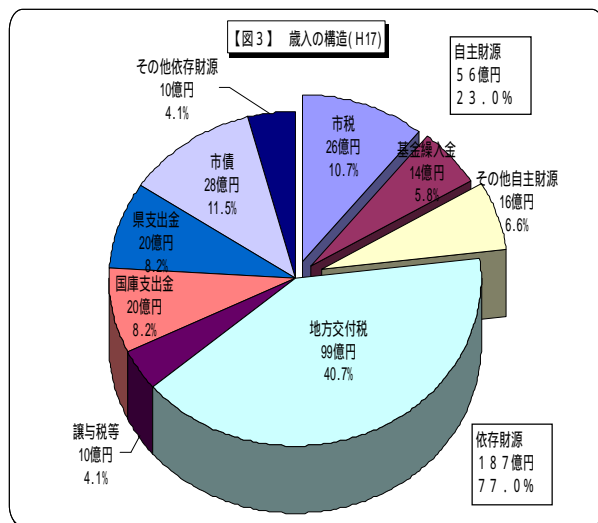
表1 歳入における決算状況（上段：決算額 中段：人口一人当たり 下段：歳入構成比）

歳入	市税	その他の 自主財源	地方交付税	譲与税等	国庫支出金	県支出金	市債
平戸市	2,598百万円	4,001百万円	9,869百万円	1,017百万円	2,016百万円	1,980百万円	2,791百万円
	66,275円	102,049円	251,713円	25,935円	51,424円	50,489円	71,181円
	10.7%	16.4%	40.7%	4.2%	8.3%	8.2%	11.5%
13市平均	10,222百万円	7,932百万円	13,706百万円	2,400百万円	7,169百万円	2,719百万円	4,804百万円
	88,820円	86,344円	199,633円	25,369円	61,517円	46,391円	59,160円
	20.9%	16.2%	28.0%	4.9%	14.6%	5.6%	9.8%
類似団体 平均 (H16決算)							
	90,032円	92,616円	147,694円	24,887円	37,743円	27,920円	58,414円
	18.8%	19.3%	30.8%	5.2%	7.9%	5.8%	12.2%

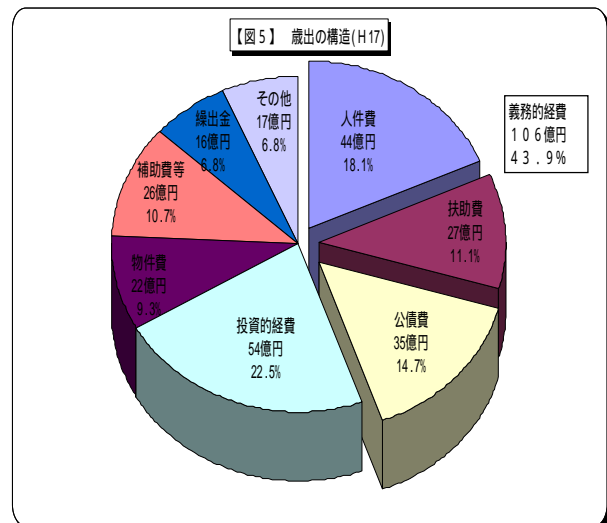
表2 歳出における決算状況（上段：決算額 中段：人口一人当たり 下段：歳出構成比）

歳出	人件費	扶助費	公債費	投資的経費	物件費	補助費等	繰出金	その他
平戸市	4,353百万円	2,669百万円	3,551百万円	5,413百万円	2,250百万円	2,567百万円	1,641百万円	1,650百万円
	111,033円	68,065円	90,579円	138,068円	57,381円	65,473円	41,858円	42,087円
	18.1%	11.1%	14.7%	22.5%	9.3%	10.7%	6.8%	6.8%
13市平均	8,316百万円	8,537百万円	6,930百万円	6,738百万円	4,916百万円	4,140百万円	3,670百万円	4,654百万円
	96,241円	70,044円	86,324円	98,404円	61,915円	58,464円	42,852円	39,462円
	17.4%	17.8%	14.5%	14.1%	10.3%	8.6%	7.7%	9.6%
類似団体 平均 (H16決算)								
	87,140円	47,414円	55,607円	94,663円	58,384円	48,501円	47,354円	15,994円
	19.1%	10.4%	12.2%	20.8%	12.8%	10.7%	10.4%	3.6%

グラフ1 歳入における決算状況



グラフ2 歳出における決算状況



(3) 類似団体等との比較

平成16年度決算における全国都市ランキング（表3）を見ますと、自主財源比率では732団体中719番目、財政力指数は721番目、人口一人あたり市税は722番目（県内都市は10団体中10番目）と全国の都市と比較して自主財源に大変乏しい市となっています。

一方、普通建設費比率（歳出に占める普通建設事業費の割合）は90番目と、財政力以上の建設事業を行っていると言えます。

表3 平成16年度決算における全国都市ランキング

	自主財源比率	義務的経費比率	人件費比率	普通建設費比率	経常収支比率	公債費比率	起債制限比率	財政力指数	地方債残高	市 税	個人市民税
									-人当り(円)	-人当り(円)	-人当り(円)
平戸市	24.1	46.1	19.0	22.5	99.8	20.0	11.3	0.234	763,073	65,080	18,393
全国順位 (732市)	719	351	227	90	682	630	415	721	676	722	709
類団順位 (21市)	18	14	12	8	18	14	9	18	15	19	18
県内都市順位 (10市)	8	4	7	2	9	7	6	7	7	10	9

(4) 財政危機に陥った原因

15年前にいわゆるバブルが崩壊し日本経済が右肩下がりの状況下に、旧4市町村の税収も平成9年度の29億円をピークに減少が続き、平成17年度では26億円にまで減少しています。

普通交付税も、平成11年度の106億円をピークに減少に転じ、国の「三位一体の改革」が本格化した平成16年度は大幅な削減（9億円）が行われるなど、ピーク時からすると17年度では15億円の減少となっています。

この事態に対して各基金残高に余裕があったことなどから、旧4市町村では、予想を大きく上回る地方交付税の減少に対して、財政調整基金・減債基金繰入金により補てんして急場をしのぎ、本格的な歳出の見直しや新たな財源の確保に取り組まなかったため、平成17年度当初における財源不足額は旧4市町村合計で、17億1千万円となっています。

また、近年における財政調整基金・減債基金の合計残高(表4)の推移を見ますと、平成14年度以降から旧生月町・旧田平町が減少、平成16年度以降からは旧平戸市、旧大島村が減少に転じるなど、合併前から旧4市町村において慢性的に財源不足が続いていることがうかがえます。

表4 財政調整基金及び減債基金合計残高の推移 (単位額：千円 比率：%)

	H13	前年比	H14	前年比	H15	前年比	H16	前年比	H17	前年比
合 計	3,579,126	3.5	3,666,417	2.4	3,714,354	1.3	2,917,763	21.4	2,665,055	8.7
旧平戸市	1,680,177	7.8	1,911,626	13.8	2,048,000	7.1	1,655,660	19.2		
旧生月町	1,122,778	0.8	1,047,267	6.7	892,444	14.8	643,766	27.9		
旧田平町	349,366	3.7	280,773	19.6	243,847	13.2	155,860	36.1		
旧大島村	426,805	4.5	426,751	0.0	530,063	24.2	462,477	12.8		

(5) 今後における財政の見通し

現段階における今後の人口や経済情勢、現行制度など一定の条件を基礎として、現状のままで財政運営を10年間行った場合の見通しを立ててみると、単年度で約9～14億円の財源不足額が生じることとなり、平成17年度末の財政調整基金、減債基金を可能な限り財源不足額に補てんしていくと、平成20年度で基金が底をつき赤字が生じることとなります。

平成22年度には、実質収支（累積赤字）が標準財政規模の20%、約24億円を超え、財政再建団体の転落ラインに達し、さらに、このままの状態を続けると平成27年度には92億円という多額の累積赤字が生じてしまいます。

財政再建団体になった場合、「財政再建計画」を策定し、歳入・歳出の両面にわたって厳しい見直しをしなければならなくなります。具体的には、各種使用料・手数料が国の基準または類似都市等で最も高い市と同一となり、また、市独自で実施している事業の廃止や各種団体への補助金などの削減によって、市民の負担は増加し行政サービスの著しい低下が予想されます。

また、市町村合併のメリットである普通交付税の算定替措置（合併前の普通交付税を確保する）も平成26年度までであり、算定替による増加額の約12億円が平成27年度から逡減し、平成32年度では約12億円全額が減額されることとなります。

このため、算定替措置がなくなる平成27年度からは、第2段階の財政健全化策が必要となります。

平成17年10月という年度中途に4市町村が合併したことから、旧4市町村の17年度上半期及び合併後の17年度下半期の決算値について、集計・分析した結果を今回まとめたものです。

また、県内都市及び類似団体における指標の比較から本市の財政状況を客観的に判断できるよう整理しました。

4. 人口の動向

(1) 本市の人口

平成 17 年 10 月 1 日合併時の人口は、39,930 人であり、年齢階層別人口を見ますと 50～54 歳が 3,082 人と最も多く、次いで 70～74 歳の 3,039 人、55～59 歳の 3,025 人となっており、第一次ベビーブームの影響で 50 代の占める割合が最も多く、次に 70 代、60 代となっています。

国立社会保険・人口問題研究所の将来人口推計システムの試算から、5 年後の人口は、36,876 人、10 年後には 33,744 人の推計値が算出されました。平成 17 年 10 月現在の人口と比較しますと 5 年後に 7.6%、10 年後には 15.5%減少するものと見込まれます。

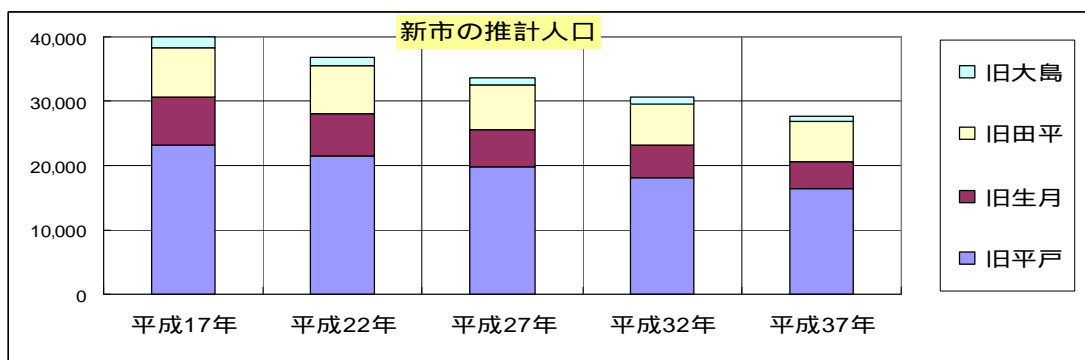
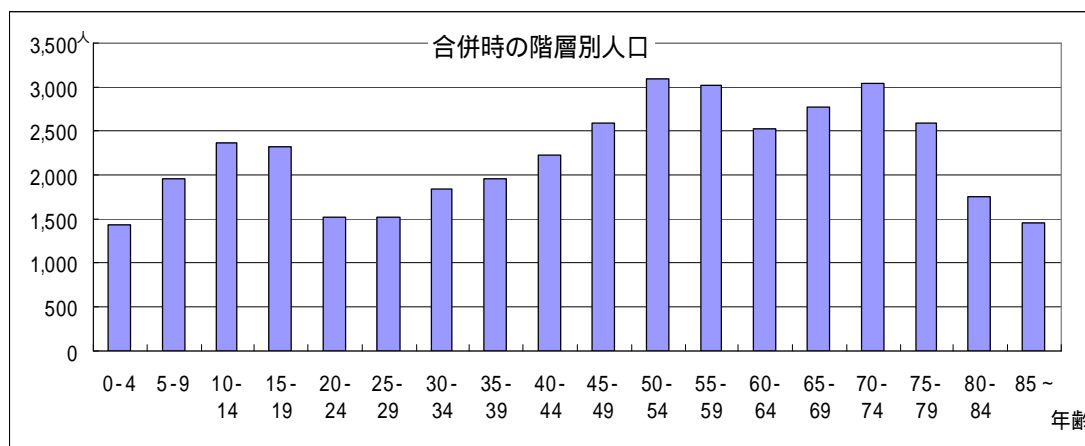
全国的にも、平成 18 年度から人口減少時代に転じたとの国からの発表がなされていますが、推計値を見ても人口減少率は今後も年々高くなっていく傾向にあります。

表 1

(単位：人)

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
平戸市	39,930	36,876	33,744	30,632	27,626
旧平戸地区	23,161	21,374	19,680	17,971	16,281
旧生月地区	7,479	6,546	5,715	4,961	4,269
旧田平地区	7,680	7,657	7,261	6,805	6,327
旧大島地区	1,610	1,299	1,088	895	749

(平成 17 年の数値 H17.10 月現在住基人口)



(2) 年齢構成

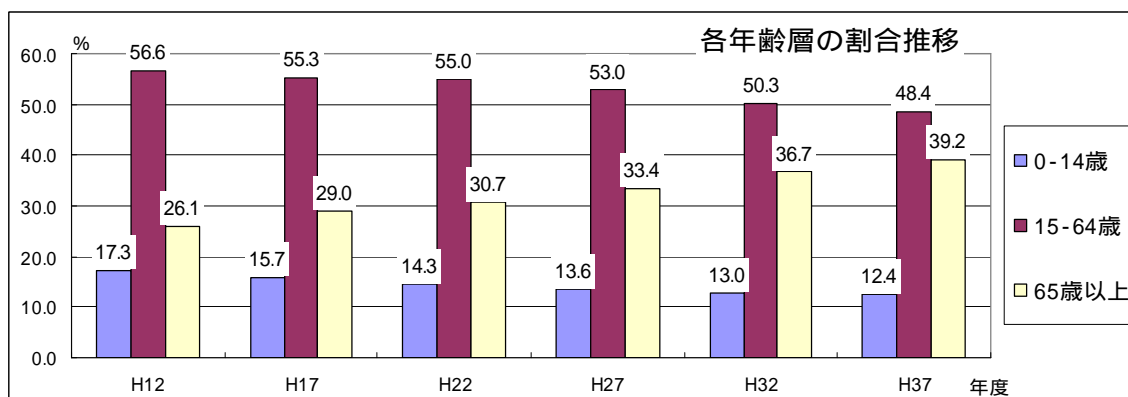
階層別の将来人口推計によりますと、0～14歳人口（年少人口）の割合は平成17年の15.7%から平成27年には13.6%、平成37年には12.4%に減少するものと予測されます。

15歳～64歳のいわゆる生産年齢人口は、現在の55.3%から10年後には53.0%、20年後には48.4%と減少します。また、県内でも高齢化率の高い本市の65歳以上人口（高齢人口）の割合は、現在の29.0%から10年後には33.4%、20年後には39.2%と大きな割合を占める推計値が出ています。

少子高齢化の急激な進行による影響は、年少人口の減少については、地元に残る若者たちの減少、生産年齢人口の減少については、市税等の減収・地域コミュニティ機能の低下、高齢人口の増大については、扶助費や介護保険・老人医療等の医療福祉部門の負担増といったように、それぞれの階層における問題点が増幅し、行政需要が高まると同時に財政負担増による行財政運営の硬直化が危惧されます。

表2 推計人口から推測される係数

区分	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年
0～14歳割合(%)	17.3	15.7	14.3	13.6	13.0	12.4
15～64歳割合(%)	56.6	55.3	55.0	53.0	50.3	48.4
65歳以上割合(%)	26.1	29.0	30.7	33.4	36.7	39.2
0～14歳人口(人)	7,195	6,272	5,287	4,588	3,971	3,435
対前年比(%)	15.6	12.8	15.7	13.2	13.4	13.5
15～64歳人口(人)	23,533	22,091	20,287	17,883	15,419	13,364
対前年比(%)	8.9	6.1	8.2	11.8	13.8	13.3
65歳以上人口(人)	10,857	11,567	11,302	11,273	11,242	10,827
対前年比(%)	12.9	6.5	2.3	0.3	0.3	3.7
全人口(人)	41,585	39,930	36,876	33,744	30,632	27,626
対前年比(%)	5.4	4.0	7.6	8.5	9.2	9.8



5. 行政改革に関するアンケート調査結果

行政改革大綱に市民の意見を反映させるため、平成18年5月、3,000人を対象にアンケートを実施しました。

アンケートの設問は9項目で構成され、市の行政改革、財政状況、情報公開に関する満足度、今後取り組むべき改革手法及び民間委託の考え方などについて調査しました。

回答率は38.9%と、一般的な行政が行うアンケートの回答率より高い数値を示しており、行政改革に対する市民の関心の高さがうかがえます。

それぞれの問いを見ますと、行政改革の取り組みに関する問いでは、「取り組んでいるとする意見」に対して、「取り組んでいないとする意見」が約2倍と割合が高く、現在の取り組みに不満を感じている人が多い状況です。

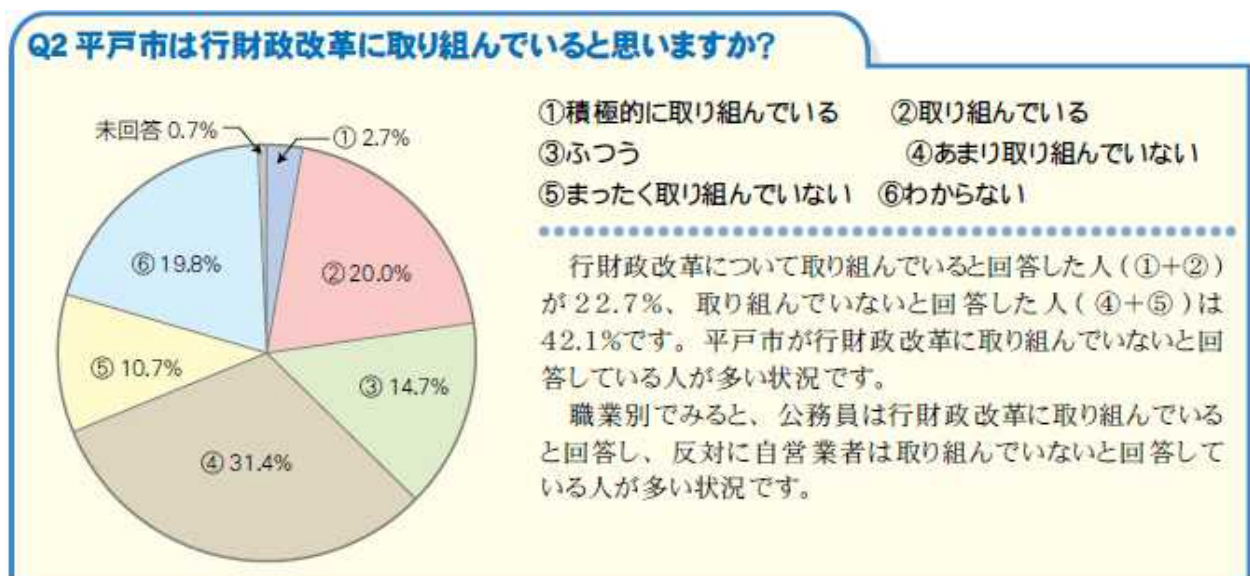
情報公開についても取り組んでいるとの意見が33%程度にとどまっており、アンケートの自由な意見を見ますと、市民が見たい情報が公開されていないことや見やすい情報となっていないなど、現在の状況に不満を感じている意見が多く見受けられます。

その他の主な意見として、財源が不足した場合の行政がなすべきことや民間委託については、市民にサービスの制限等を求める前に行政内部経費の削減を優先すべきであるとの意見が圧倒的に多くあります。

特に、自由な意見では身の回りの公共施設すら廃止すべきとの声もあり、従来の行政サービスのあり方や公共施設の統廃合等について、市民が本当に必要とする情報を共有化する中で真剣に議論していく必要があると思われます。

また、ボランティア団体等の公共サービスにおける役割分担についても4人に1人が理解を示しています。今回の行政改革のテーマのひとつである「住民自治、協働社会」への移行についても検討すべき段階にきているといえます。

行政改革に関するアンケートの調査結果（問2 抜粋）



行政改革の推進体制

1．推進期間

平成18年度から平成21年度までの4カ年間とします。

2．推進体制

行政改革推進本部が中心となり、全庁的な体制で取り組むほか、その進捗状況を定期的に行政改革推進委員会及び市議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて、広く市民に公表しそれぞれの意見を反映します。

(1) 庁内での改革推進体制

平戸市行政改革推進本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織として、市長を本部長とする行政改革推進本部を設置し、毎年度、行政改革大綱の進捗状況を調査し、改革の目標達成に向けて進行管理を行います。

(2) 市民とともに改革を推進する体制

平戸市行政改革推進委員会

市民等で構成する行政改革推進委員会を設置します。

行政改革の進捗状況について、定期的に行政側から報告を受け、これに基づき市民・有識者等の立場から調査審議し、新たな改革に向けての提言を行います。

(3) 計画的な実施

年度当初に当該年度の改革目標を定め、その進行管理を行い計画的に実施します。

(4) 進捗状況等の公表

毎年度、行政改革の実施成果を、広報紙、ホームページ等で市民に周知します。

行政改革の取り組み

市民・企業・NPO団体などの「多様な主体と行政とが協働する地域社会の実現」を目標に、本市の行政経営を「市民満足度の高いサービスを、最少のコストで提供する協働型自治体」とし、新しい考え方を取り入れた行政運営の構造改革に取り組むものとします。

1. 協働社会への転換

これまでのように公共サービスを行政がすべて担うのではなく、地域社会の多様な主体がその特性に応じた役割を分担することにより、自立した地域社会が実現すると同時に地域に活力が生まれます。

この活力を活かすために、まちづくりの主役である市民・企業・NPO団体など多様な主体の活動を支援するとともに、行政の守備範囲やサービスの提供方法について、対話を行い相互に理解を深めながら、市民と行政が共に考え行動していく「協働の領域」を拡充・創出します。

(1) 市民が参加する地域自治

市民協働型システムの構築

地域の実情に合った住民自治の促進を図るため、市民が市政を担うパートナーとして、役割を分担し公共サービスの担い手となるとともに対等な関係で協力できる「パートナーシップ型の協働システム」を構築します。

また市民活動を促進するため、まちづくりの基本となる指針等を策定します。

新たなまちづくり組織の検討

行政の分権化を目指すため、行政が人材や財源を各地域に配分し、住民が一定の公共サービスについて自己決定権を持つなど、市民の自治意識が向上する方策や新たな組織づくりの検討に着手します。

NPO団体等の支援と地域人材の育成

地域が抱える課題は多種多様であり、その問題解決には自治会や機動性を備えたボランティア、NPO団体の協力は不可欠です。各組織が特性に応じた役割・機能を発揮できる環境整備や活動支援などを確立するとともに、元気な高齢者層や団塊の世代を想定した新たな受け皿づくりや組織、人材の育成を検討します。

市政参加の促進

市政への市民参加を促すため、行政情報の提供を積極的かつ定期的に行い、対話の積み重ねによって、市民と職員との信頼関係が確立できるよう行動します。

(2) 市民満足度を重視した透明性の高い行政

既存制度の見直し

行政側の姿勢が従来どおり「官」という立場を続ける限り、実効性のある市民参加はありません。情報公開制度等の既存制度の見直しや市民満足度を重視した事業へと行政の透明性を高め、行政自らの意識を変えていくことにより「市民との協働のまちづくり」を推進します。

民意を反映した業務改善

市民満足度を重視した行政サービスへと変えていくため、窓口における満足度調査の実施やインターネットを活用したモニター制度を導入し、市民の声を把握するとともに業務改善に反映します。

情報提供・情報の共有化

市民と行政が正しい情報を共有し、今後の課題について相互理解を深めることが行政の透明性を確保することにつながります。このことから「平戸市への提言」、「市政懇談会」などの既存制度を充実させるとともに、政策形成過程での情報の共有化やパブリックコメントを実施することにより、市民の意向を施策に反映する仕組みを確立します。

職員の説明能力の向上

行政の透明性を確保し説明責任を果たすため、職員自らが行政活動の目的を十分理解すると同時に、分かりやすく合理的な説明を行う能力を育成します。

また、市民とともに協働して魅力ある平戸市を築いていくため、市民の立場で考え行動できる職員を育成します。

2. 目標管理型の行政経営への転換

限られた行政資源を有効に活用するため、民間的経営手法に学び、成果志向、顧客志向、競争原理を導入することにより、目標管理型の行政経営システムを構築します。併せて効果の見える改革とするため、可能な限り具体的な目標設定による各事業の実施により、その達成状況を分かりやすく市民に提供します。

市におけるトップマネジメントを強化するため、政策部門を再編するとともに各課の目標管理、重点課題の選択と行政資源の集中化を図ります。併せて、迅速な意思決定のための庁内権限の委譲や社会の変化に即応できる柔軟かつ機能的な組織を構築します。

また、ICTを活用した業務改革に取り組むとともに、電子自治体業務における日常処理等の運用についても民間委託等を推進し、低コストで高い水準の運用を実現します。

(1) 効果的かつ戦略的な行政組織

政策形成機能の充実

本市特有の歴史文化、地域産業等の資源を活用した企業創出や企業誘致を推進するとともに、市民と行政が協働するまちづくりを構築していくことにより、地元での雇用が確保され、安心して充実した生活環境が可能になります。これらの施策を推進するため、行政内部の政策形成機能を充実します。

機動性の高い組織

新市のおかれている状況は、少子高齢社会への対応や長期化した景気低迷の下での雇用状況の改善など早急に取り組むべき課題が山積しています。このことから、緊急に取り組むべき課題に対応できるよう組織再編を実施します。

特に成熟社会において医療費などの社会保障費の増加は著しく、今後の財政運営への影響が懸念されます。また市民の健康に対する意識は高く、元気で活力のある地域づくりのためにも、健康増進や予防対策に重点をおいた組織再編及び医療機関との連携、ネットワークを強化します。

目標管理型の行政経営

業務の管理については、これまで職員個々の目標管理による取り組みでしたが、今後は行政組織全体としての目標や課局レベルの目標を具体的に設定した、目標管理型の行政経営を行います。

具体的には、年度当初に各課単位の組織としての年間目標や経営方針等を設定し、公表するとともに、諮問機関及び推進本部での評価点検作業を加えることにより、次年度以降の取り組みに反映させるシステムを構築します。

新たな業務分析手法の検討

現在の業務活動を抜本的に見直し仕事のやり方を刷新するため、業務プロセス改革（BPR・ABC分析等）の導入を検討します。

この手法は、現在の業務で行われている過程にとらわれず、成果を得るためにはどのような仕事のやり方がふさわしいか、ゼロベースで再構築することであり、併せて「本来行政がやるべきもの」、「民間ができるもの」との仕分けが可能となることから、将来的な行政事務の外部委託を含めて検討します。

職員の資質向上

民間企業の経営精神に学び、市政におけるコスト意識と生産性を向上させます。また、目標管理型の行政経営を実現するため、分権社会に対応でき行政課題に積極的に挑戦する職員、企画力や政策法務能力、経営感覚を備えた職員を育成します。

情報システムの適正化

電子自治体業務の標準化・共同化により「共同アウトソーシング」等を検討するとともに、既存のシステムについても、業務、運用、システムの最適化を図ります。さらに、職員の能力開発や民間の専門的な能力、ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する職員の評価能力を高め、情報システムの調達時における適正化に努めます。

(2) 選択と説明責任を両立する体制

行政評価制度の導入

質の高い行政サービスを市民に提供するための目標設定とそのための施策（目的志向）仕事の成果・実効性はどうか（成果志向）限られた財源を有効利用するための方法は何か（効率性志向）の視点から、行政経営の質的な転換を促進するため、行政評価制度を導入します。

企業会計手法導入の検討

職員に対して経営感覚とコスト意識を定着させるため、行政評価・BPRなど、多様な経営分析を導入検討するとともに、現行の現金主義会計に加え、行政コスト計算書、バランスシートの作成や企業会計手法の導入を検討します。

新予算編成システム導入の検討

戦略的な行政経営を実現するため、予算の重点化、予算の枠配分などの考え方を取り入れた新しい予算編成システムなどの導入を検討します。

マネジメントサイクルの導入

危機的な財政状況を克服し、安定した財政運営と透明性の高い行政サービスを提供していくためには、計画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・見直し(Action)、PDCAのマネジメントサイクルの仕組みを導入します。

広報・広聴機能の充実

行政の説明責任を果たすためには、行政側が選択した一方的な情報提供でなく、全分野の行政情報（個人情報を除く）について、市民にとってわかりやすく説明することが重要であり、多くの市民が参加できる「市政懇談会」の開催方法等の見直しや「地域審議会・地域協議会」などを活用しながら広報・広聴機能を充実します。

計画的な施策の実施

限られた行政資源を有効利用するため、計画的な事業実施に努めるとともに新市の一体性や公平性を確保した事業を優先します。しかし、地域の特殊性や実情を無視した一律の行政運営であってはなりません。「効率性になじまない事業とは何か」「行政が責任を持って行う事業とは何か」を地域審議会等で十分議論しながら、市民の意見を反映させた事業実施に努めます。

3. ローコスト自治体への転換

市民満足度の高いサービスを最少のコストで提供する自治体を目指すため、合併のスケールメリットを最大限に活かし、新市としての適正な行政サービスの基準設定、公共施設の統廃合の検討などの見直しに積極的に取り組み、行政の公正性・公平性を確保し、無駄のないスリムな自治体を目指します。

また、平成18年3月市議会において「財政危機宣言」を行ったところであり、市税などの収納率の向上、全業務の行政経費の見直し、受益とのバランスからみた負担の適正化、補助金等の見直しなどによる、歳入の確保及び徹底した歳出削減の方策を実行します。

(1) ローコスト自治体

行政組織の縮小化

総合支所・4支所方式を採用した結果、同じ機能の課が本庁・支所にあること等、非効率な部分が生じました。その他にも職員が過剰状態にあること、消防組織の再編などに課題があります。

このことから、現在の組織機構を早急に本庁方式に移行させ、生じた余剰人員を行政課題に対応する柔軟な組織体制や多様なプロジェクトスタッフを擁する組織へと再構築します。

職員数の適正化

本庁・支所の役割分担を明確化し、抜本的な組織の再編統合と民間活力の導入などにより職員を削減します。原則として行政改革実施計画期間中の行政職員及び現業職員の新規採用を停止します。

また、採用停止から組織の硬直化を招かないよう、退職勧奨制度を活用した世代交代を促進するなど組織の活性化についても配慮します。

人事管理の適正化

合併に伴う組織再編等により新たな役職などが増えたため、指揮命令の複雑化や新たな内部調整が生じてしまうなど組織のデメリットが生じています。

戦略的な意思決定、迅速な対応による行政サービスの向上を視点に、権限の集約化、組織のフラット化を実施します。また、庁内活性化策として人事評価、昇任・降任制度の確立や人材育成方針に基づく職員の資質向上など職員の意欲向上のための方策に取り組みます。

民間活力の導入

今後の行政サービスは、行政だけでなく市民や団体、企業といった社会の構成組織が役割を分担していくことにより、効率的で市民ニーズに適合したサービスが可能となります。このことから、行政の役割や責任を明確にして、民営化・外部委託・PFIといった手法の導入を検討します。

公共施設の統廃合

行政改革に関するアンケートにおける意見として、現施設の利活用法や施設設備の多さに疑問をもつ声は多く、少子化や過疎化に対応した現施設の見直しの意見も少なくありません。

これらの意見を反映するとともに、スケールメリットを最大限に活かすため、施設利用の対象者数、利用頻度及び維持管理経費を比較するなど客観的な数値を考慮し、類似する公共施設の統廃合について早急に検討します。

また、既存施設の複合的な利用や相互利用を考慮した効率的な整備に努めることにより、原則として新たな公共施設の設置及び増設を凍結します。

指定管理者制度の活用

地方自治法の改正により民間事業者等による公共施設の管理が可能となりました。

このことから、指定管理者制度に関する条例を整備し、公共施設 156 施設のうち、41 施設を適用しています。今後も、行政の外部委託の検討と合わせて指定管理者制度を活用し、行政よりも民間による管理運営の方がサービスが良くなるなどメリットが大きい場合は指定管理者制度を実施します。

振興公社、外郭団体等の見直し

市が 25%以上出資している公社及び法人は 3 公社・3 法人となっています。

その他に、事務を広域的に処理している一部事務組合や広域連合があります。

公社及び一部事務組合等においても、厳しい財政運営に対応するための適正な人事管理及び経営改革に着手することを要請します。併せて公金を資本とする団体として、運営状況などの情報公開を定期的に公表するよう要請します。

各種審議会、委員会の見直し

非常勤特別職である各種審議会、委員会の委員等の報酬について見直します。

また、合併時の急激な変化を最小限にとどめるため、類似団体と比較して多く選任している委員会等については適正な委員数に削減します。

公営企業等の経営健全化

現在、公営企業（病院・水道・交通船）が供給しているサービス自体の必要性について検討するとともに、サービス自体が必要な場合であっても特に公共性の確保などの意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討します。

また、事業を継続する場合でも指定管理者制度や、PFI事業、民間委託などの民間的経営手法の導入の検討を行うとともに、中期経営計画の策定の検討、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組みます。

(2) 適正な歳入確保と徹底した歳出削減

市税等の収納率の向上

市税の収納率の向上を図るため、納税推進計画を策定のうえ行政内部における納税体制の整備充実、市民が納税しやすい環境づくり及び滞納者対策の強化を基本として取り組みます。特に恒常的な滞納者の現状は、納税している善良な市民に対して公平性を欠くものであるため、積極的な滞納処分を実施します。

住宅使用料及び保育料など、その他の収納率の向上についても、関係課及び関係機関との連携を強化し、効果的な対策を実施します。

手数料、使用料等の見直し

施設の維持管理経費と受益者の負担割合を考慮しながら、使用料・手数料の見直しを実施します。特に、合併時に不均一となっている使用料等については統一化します。

新たな財源確保の方策

市ホームページ、広報紙、公共施設などの有料広告化を検討実施します。

また遊休財産等の売却を促進するなど、あらゆる角度から従来の業務、制度を見直す中で新たな財源を確保します。

総人件費の抑制

市長・助役以下特別職の給与の一律削減、行政改革実施計画期間中の職員給料を一律削減します。その他諸手当についても、抑制または廃止を実施します。人事院勧告を遵守した各種取り組みを速やかに実行します。

内部管理経費の削減

市民サービスに直接関係しない内部管理経費については、削減しても市民サービスへの影響が低いことから積極的に削減を実施します。

各種補助金等の見直し

補助金は本来、行政の補完的な役割を持つものであり、給付のあり方はその公益性に応じて判断されます。また、社会情勢の変化に伴ってその公益性は変化するため、補助金が固定化・長期化しないよう常に点検と見直しを実施します。

公共工事のコスト削減

河川、道路、施設などに関する設計基準の見直しの検討、工期の短縮及び新技術の活用等により工事コストの着実な低減を実施します。

企業会計、特別会計繰出金の抑制

本来の独立採算制の原則に基づき、適正な収入の確保や経費節減などの経営の健全化に努力し、国の繰出基準外の繰出金を必要としない経営体質へと改善します。

また、簡易水道事業特別会計については、早期に水道事業会計との統合を進め、適正な料金体系となるように努めます。

投資的経費の抑制

公共工事などの投資的事業については、緊急に実施しなければならない事業を除き、計画期間中は事業内容を十分精査し、休止、凍結などの措置を講じるほか事業費の圧縮、実施時期の見直しを実施します。

(3) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

合併協議会での協定事項の再検討

緩やかな合併という理念のもと、合併協議において不均一な行政サービスについて、一定期間は経過措置を講じることで決定されています。

しかし、限られた行政資源と多様な行政サービスを確保するためには、新市として適正なサービス基準を決定し、行政の公平性、公正性を確保することも重要な課題です。今後は地域審議会等において、新市の状況等を説明し情報を共有化する中で、旧市町村間にあるサービスの格差是正に積極的に取り組みます。

その他、全事務事業の見直し

自主自立が求められる地方分権社会への流れに柔軟に対応できる足腰の強い自治体へと生まれ変わるため、全業務の行政経費の見直しを実施します。

今後は、BPRによる業務分析、民間委託の検討に加え、庁内における業務改善活動を具体化する中で、職員の知恵と創意工夫を結集し、従来の事務事業を抜本的に見直し、事務事業の廃止、統合を着実に実行します。

また、平成 17 年 3 月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の行政改革推進上の主要事項」において、各自治体に取り組むべき事項について詳細に列記されています。

このことから、本指針に基づいた事務事業の見直し等を断行するとともに具体的な成果指標については、行政改革実施計画に列記します。

行政改革の取り組みにおける主な成果指標

1. 協働社会への転換

(1) 市民が参加する地域自治	
事項	成果指標
市民との協働	新たなまちづくり組織を検討する庁内組織等の設置
	ボランティア、NPO団体の現況把握と支援制度の確立
	まちづくりの基本となる指針等の策定

(2) 市民満足度を重視した透明性の高い行政	
事項	成果指標
市民満足度の向上	市民意向調査、市役所窓口、公共施設における窓口顧客満足度調査の実施
	パブリックコメント制度、インターネットを利用したモニター制度等の導入
	ワンストップサービスや総合窓口案内などの導入による窓口サービスの向上
	スーパー、コンビニでの市税等納付の検討
	公共施設の開館時間、休館日等の改善

2. 目標管理型の行政経営への転換

(1) 効果的かつ戦略的な行政組織	
事項	成果指標
組織の充実	組織の再編と喫緊の課題に対応できる推進室等の設置
業務分析手法	BPR、ABC分析などの業務分析導入についての検討
職員の資質向上	経営感覚を身につけるための職員研修の実施等
情報システム	総合行政情報システムの共同アウトソーシング
	電子申請業務などにおける県内自治体による共同アウトソーシング

(2) 選択と説明責任を両立する体制	
事項	成果指標
行政評価	H18年度一部試行及びH19年度全事業にかかる行政評価の導入
企業会計手法	企業会計手法導入(行政コスト計算書・バランスシート・複式簿記)の検討
広聴機能	市政懇談会、地域審議会・地域協議会などの広聴機能の充実
	政策決定段階における民意を反映したシステムの検討

3. ローコスト自治体への転換

(1) ローコスト自治体	
事項	成果指標
行政組織	組織機構等検討委員会の設置及び報告書作成
職員数削減	計画期間中の行政・現業職員にかかる原則採用停止（56人削減） 計画期間中の医師・医療関係職員・消防職員の採用は必要に応じ実施 消防職員14人増員（大島出張所開設及び田平出張所移管等に伴う増員）
人事管理	職務階級制度の簡素化、専決規程の見直し 人事評価制度や昇任・降任制度などの確立 人材育成方針に基づく研修実施と自己研修等にかかる支援制度の確立
民間活力	民営化等検討委員会の設置及び報告書作成 交通船民営化検討委員会の設置
公共施設	公共施設の統廃合にかかる行政内外部組織の設置と検討 公共施設等検討委員会（行政内部）の設置及び報告書作成 民意反映のための委員会など必要な措置の検討 既施設の複合的利用等、効率的な整備による公共施設の新設・増設の凍結
指定管理者	指定管理者選定委員会による継続的な見直し 民営化等検討委員会と連携した外部委託可能な公共施設の検討
振興公社等	公社などへの経営健全化のための具体的方策等の要請 事業内容及び財務概要等の市民にわかりやすい情報公開の要請
各種委員会等	日額報酬、月額報酬、年額報酬等の見直し 各種委員会の委員構成及び委員数の見直し
公営企業等	病院事業 財務会計システム導入の検討 給食・運転業務等の民間委託化等の実施 診療の充実による増収対策の実施 公営企業法の全部適用移行の検討 水道事業 集中管理システムの導入 漏水対策の強化と有収率の向上 国の繰出基準外繰出金の抑制 交通船事業 交通船民営化検討委員会の設置 海事職員にかかる新規採用の停止

(2) 適正な歳入確保と徹底した歳出削減	
事 項	成 果 指 標
収納率の向上	個人市民税(現年分):H17年度 97.9% H21年度 98.5% 固定資産税(現年分):H17年度 96.8% H21年度 97.5% 国民健康保険税(現年分):H17年度 93.5% H21年度 94.5% 介護保険料・保育料・給食費等にかかる目標値設定と収納率向上
手数料使用料	使用料、手数料の見直しの実施 公共施設の使用料の減額、免除の基準見直しや廃止の検討
財 源 確 保	広報紙などの有料広告化の実施 遊休財産の公売及びグリーンヒルズの計画的な販売の実施
人件費の抑制	市長以下特別職給与にかかる一律削減の実施 職員給料の一律削減及び給料表(H17 人事院勧告)移行に伴う昇給延伸の実施 管理職手当の一律削減及び時間外勤務の縮減
内部管理経費	事務用品、公用車の一元管理による管理経費の削減 業務の保守内容の見直しによる手数料等の見直し 庁内管理検討委員会の設置及び報告書作成
各種補助金	有識者を入れた補助金等検討委員会設置の検討 終期設定や対象経費の限定など全補助金に関する基準の作成
公 共 工 事	公共工事縮減対策にかかる各市の取組状況等の分析調査 庁内における検討委員会設置の検討
各会計繰出金	病院事業会計、いさりびの里事業、簡易水道事業等の他会計繰出金の抑制
投資的経費	計画期間中の公共事業にかかる投資的経費の抑制

(3) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	
事 項	成 果 指 標
合併協定項目等の見直し	合併時における不均一な既存制度の見直し 格差が生じている行政サービスの統一化 合併協議の協定事項に関する市民への理解を求める行動

用語説明

あ行

依存財源

地方交付税、国・県支出金、市町村債などの自主財源以外の財源で、国、県の意思により交付されるものをいいます。

か行

勸奨退職

勸奨退職とは、一定の年齢や勤続年数に達した場合、勸奨されて退職することをいい、定年退職とは、60歳になった年度末に退職することをいいます。勸奨退職者については、定年までの残年数に応じ、国と同様に20%の範囲内の早期退職特別措置があります。

機関委任事務

機関委任事務制度とは、地方公共団体の長などを国の「地方出先機関」とみなして事務を行わせるものです。

また、国は地方公共団体の機関委任事務の処理に関して包括的な指揮監督権を持ち、国・都道府県・市町村が上下の関係にあるかのような制度となっていました。

企業会計手法

自治体が行政サービスのために提供可能な資産をどのくらい保有しているか、その見返りとして将来世代の負担となる債務をどのくらい負っているのか、またいくらのコストが発生しているのかを住民にわかりやすく説明する手法のことをいいます。

義務的経費

歳出のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般には人件費、扶助費及び公債費を指します。

人件費は経常的に支出しなければならないもの、扶助費は生活扶助をはじめ法令によって支出が義務づけられており、また、公債費は負債の償還に要する経費であり任意に節減できない経費です。

行政改革大綱

行政改革に取り組む基本的な方向を示したものをいいます。また、大綱を作成する際に諮問機関を設置し答申という形で行政改革に対して民意を反映させる仕組みを設けています。

行政改革実施計画

行政改革大綱を基本として、行政が取り組むべき具体的な事項を体系化している指針のことをいいます。

行政活動

住民の福祉の増進を基本として、市の機関が地域や住民に対して総合的に行う全ての活動をいいます。

行政コスト計算書

「行政コスト計算書」は民間企業で言う「損益計算書」にあたり、一定期間の活動状況を明らかにしたものになります。行政コストとは、自治体が行政サービスを提供するに伴って発生した費用のことであり、現在の公会計の形式である現金主義(1)とは異なり、発生主義(2)に基づいて求められた費用になります。

1 現金主義の原則 現金の支払いの時点で、収入及び支出を計上する。現在の公会計の形式

2 発生主義の原則 現金の支払いに関わらず、期間内に発生したかどうかを基準にして収益及び費用を計上する。行政コスト計算書

行政職員・現業職員

行政職員とは、一般行政職と企業職を合わせた職員を総称した呼び方です、現業職員とは、単純な労務に従事する職員で、運転手、給食調理員、用務員等をいいます。

協働

市民と行政が目的を共有し、また対等な立場でお互いを理解・協力し合ってそれぞれの役割を認識しながらともに取り組むという概念をいいます。

経常収支比率

経常収支比率は、市税や地方交付税、地方譲与税などの一般財源(経常一般財源)のうち、どのくらいの割合が人件費、公債費、維持補修費などの毎年度継続して支出しなければならない経費(経常的経費)として使われているかを示します。

経常的経費

人件費・物件費・補助費などの経費のうち臨時的な経費を除いたものを言い、固定的で義務的な性格が強いため容易に削減できない経費であるともいわれています。

経常的収入

税収入や地方交付税・譲与税・交付金など経常的に収入があり、しかも、使い道を特定されないもののことをいいます。

現金主義会計

収益を収入した期間、費用を支出した期間に計上する損益計算の手法をいいます。

減債基金

公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金をいいます。

公営企業

市町村などの地方公共団体が、地域住民の福祉の増進を目的として事業を営む企業体のことをいいます。本市では、水道事業、病院事業、交通船事業があります。

公債費

市の借入金(市債)を返済するお金をいいます。市債は学校や道路など子どもたちの代まで長く利用できるものは、それにかかるお金はできるだけ長期に分けて負担していただくという考えで、借入れをしているお金です。

広聴活動

住民から行政についての意見、要望等を各種の方法で収集しその結果を行政運営に反映させるための活動をいいます。

さ行

財政健全化計画

特に経費の節減合理化など財政健全化に向けた取り組みを取りまとめ、数値目標を掲げたものです。

財政再建団体

企業でいえば倒産にあたり、自治体自身で赤字を解消できず、国の管理下に置かれ財政再建を進めていく団体をいいます。市町村では、前年度決算の赤字比率(実質収支赤字額÷標準財政規模×100)が20%を超えた場合には、法を準用して財政再建を行っている場合でなければ地方債を起すことができず、財政再建団体を選択せざるを得ない状況となります。

財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものです。

三位一体の改革

現在、政府が進めている国と地方を通じた税財政の改革のことで、国庫補助負担金の廃止・縮減(国の地方公共団体への関与を見直す)税源移譲(国から地方公共団体へ)地方交付税制度の改革(税源移譲に伴い、地方交付税に依存する団体が多い状況を見直すなど)の3つを一体的に進めようとするものです。

事業課

農林課、水産課、建設課、都市計画課、観光商工課の産業振興に関係の深い課を総称していいいます。

自主財源

地方公共団体が自主的に収入する事ができる財源をいい、市町村税、分担金負担金、使用料手数料、財産収入、繰越金、繰入金、諸収入をいいいます。

市政懇談会

市長が地域住民団体と懇談し、市民の率直な声を市政運営に反映させることを目的として、定期的を開催する会合のことをいいいます。

自治事務

自治体の代表である市町村長の定める規則、および議会の定める条例によって、自治体の裁量でその事務を執行することができる事務をいいいます。

実質収支

決算上の形式収支(歳入・歳出の差引)から、さらに翌年度に繰越すべき財源を引いたもので、その年度の実質的な黒字・赤字を示すものです。

指定管理者制度

「公の施設」の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、地方自治法により公共団体等に限定されていましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年から施行されました。

この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

社会教育・体育施設

社会教育施設とは公民館や図書館をいい、社会体育施設とは体育館、弓道場、剣道場をいいいます。

住基人口

住民基本台帳に基づく人口をいいいます。外国人登録数は含んでいません。

住民自治

団体自治とともに地方自治の観念を形成する基本的要素であり、地方における政治行政を、中央政府の官僚によってではなく、その地方の住民又はその代表者の意思に基づいて行うことをいいいます。

昇任降任制度

昇任とは、職員を職階制における上位の職級の職に任命することをいい、他市では競争試験等を用いた制度運用がなされています。降任とは、昇任と逆で現在の職級から下位の階級に任命することをいいいます。

職員の意に反する降任は地方自治法で制限されています。降任することができるのは、心身の故障により職務ができない、勤務実績が良くない、職階制等の見直しによる廃職等です。

人事院勧告

人事院が、民間企業に勤める労働者と一般職の国家公務員の給与水準を比較検討して、双方の給与水準の格差をなくすことを目標に、給与の改定を内閣と国会に提出(勧告)することをいいます。

人事評価制度

組織における人材の能力や態度、業績等について一定の手続きのもとで評価する制度をいいます。

スケールメリット

市町村の人口規模が拡大するに従って、市町村の歳出の効率化が図られるという「規模の効果」をいいます。管理部門の統合や定形で大量処理する業務について効率化を図ることができます。

ゼロベース

ある予算要求項目について、前年度予算がゼロ、すなわちまったくの新規予算として検討することです。メリットとして、各事業について不要と思われる場合に中断しやすいことが挙げられます。

総合支所方式

住民サービスの低下を防ぐため、管理部門や事務局部門を除いた行政機能を持つ組織をいいます。メリットとして住民や職員にとって最も現状に近い形でサービスが提供できるなどがあります。

組織のフラット化

一般的に高齢者層からなるピラミッド型の組織を中間層の削減により、なるべく低階層にすることや責任が明確になるよう組織規模を見直すこと、下位の職への権限移譲を進めることを特徴とした組織形態をいいます。

た行

団塊の世代

昭和22年から24年(1947年～49年)ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからこのように言われています。

地域協議会

地域づくりについて住民自らが実施し、行政が支援し、住民と行政が協働の場を醸成するために旧町村区域に設置されている組織をいいます。

協議会の機能として 役場が担ってきた役割や機能の一部と、町議会が担ってきた役割や機能の一部を補完する仕組み 地域住民の声を市政に反映する仕組み 住民主体の機関として、公共的な活動を行政と協働して実施していく仕組みを有します。

地域審議会

地域協議会と設置目的や機能は変わりませんが、権限において地域協議会は諮問答申、審議会は意見具申と違いがあります。

地域コミュニティ

地域の住民が、地域のための活動を行う集団や集合体をいいます。

地方分権一括法

地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)とは、地方分権を推進するために、475本の法律改正を一括形式で行うもので平成12年4月から施行されました。

地方分権型社会

平成7年5月に施行された地方分権推進法において、各般の行政を展開するうえで国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものと基本理念が明確にされています。できるだけ多くの権限を地方に分散することを意味しています。

中央集権型社会

国民の生活水準を上げるため、人材・権限・財源・情報を中央に集中させ、国が補助金制度などの制度や基準を決めて、事業の一連に関与することで、全国一律の行政サービスを提供してきた仕組み等を指します。

長期債務残高

地方公共団体が地域の産業、経済の振興を図るために行う公共事業、あるいは災害復旧等のため、当該地方公共団体が受ける長期融資資金等の残額のことをいいます。

定員管理

行政の需要に応じて、職員の増減を行い、又は定員の変更などについて適正に統制することをいいます。管理の手法として、民間委託、事務の統廃合縮小、退職者不補充、採用抑制、職員の職種転換があります。

投資的経費

その支出の効果が資本の形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費であり、普通建設事業、災害復旧事業等をいいます。

答 申

答申とは、諮問を受けた機関が、その諮問に対して意見を述べることをいいます。諮問をした機関は、その答申を尊重しなければなりません。法的には必ずしもその答申に拘束されるものではありません。

しかし、法令に諮問機関の「議により」、「決定に基づいて」又は「意見に基づいて」と定められている場合は、その答申が諮問をした機関を拘束することになります。

特別交付税

地方公共団体において生じる特別な財政需要を算定して交付する地方交付税です。特別の財政需要には、地震や台風等の災害による道路や施設などの復旧経費などが挙げられます。

トップマネジメント

一般的には、企業(組織)を指揮、管理する経営層を指す言葉ですが、市におけるトップマネジメントとは、選挙によって市民から直接選ばれ、法的な権限に基づいて市の事務を包括的に管理執行する市長が、その補助機関である職員(組織)を指揮監督しながら、政策を実現していくプロセスを指します。

は行

パブリックコメント

新しい条例や計画などの一定の政策の策定に際し、政策の案と資料を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表することをいいます。

バランスシート

通常、地方公共団体は単年度の現金収支に着目した、現金主義に基づく単式簿記による会計処理を行っています。バランスシート(貸借対照表)は、複式簿記を採用した企業会計方式を取り入れ、資産や負債のストックの状況を一覽にし、財務状況をより明確にすることを目的に作成するものです。

非常勤特別職

一般的には、職員以外の市の仕事に携わる人の総称ですが、ここでの非常勤特別職とは、地方公務員法第3条第3項2号・3号・5号に規定する職を指しています。主に嘱託員、消防団員、各種委員会委員等の役職があります。

標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されます。

$$\text{標準財政規模 算出法} = \frac{\text{基準財政収入額} - (\text{地方譲与税} \cdot \text{交通安全対策特別交付金})}{75} + (\text{地方譲与税} \cdot \text{交通安全対策特別交付金}) + \text{普通交付税}$$

平戸市への提言

広聴活動の一環として、市民からの「平戸市に対する様々な意見」を聞き、その答えを広報やホームページで出していくしくみのことをいいます。

扶助費

生活保護費、老人保護費、保育所運営費などの福祉経費、医療助成費など個人へ給付される経費及び保育所や障害者施設などの福祉施設運営に充てられる経費をいいます。

普通交付税

普通交付税制度は、国が徴収した税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を地方自治体に配分する制度です。これは自治体間の財源の不均衡を調整し、どの自治体においても住民が標準的な水準の行政サービスを受けられるようにするという機能をもっています。普通交付税は、一定の方法により算定され、基準財政需要額に対して、基準財政収入額が不足する場合に国から交付されます。この不足分を「財源不足額」といい、この額に対して国の予算上の調整がされて普通交付税の額が決定されます。

本庁方式

市役所本庁舎に新市の組織を集約し、本庁以外の従来の庁舎は支所・出張所とするものです。一般的に、組織を集中することで事務の効率化や業務の専門化によるサービスの向上があるとされています。

ま・や・ら・わ行

マネジメントサイクル

マネジメントサイクルとは、事業などの実施結果を評価し、そこで認識した課題・問題点を解決するための改革改善内容を、翌年度の事業計画に反映する仕組みのことです。

民間経営手法(NPM: New Public Management)

NPMとは、民間企業における経営理念、手法、成功事例をできる限り行政分野に導入することで、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すものです。1980年代の財政赤字の拡大等を背景にイギリス・ニュージーランドなどで発生したNPMは、1990年代に入って欧米諸国で導入が進み、近年になって日本でも導入する自治体が増えています。

・NPMの基本的な特徴として、以下の4つが挙げられます。

- 顧客志向への転換...市民を行政サービスの顧客と見て、顧客満足度を重視したサービスに転換する
- 成果志向への転換...数値目標の設定と、行政評価による事業評価の実施
- 市場機能の活用 ...競争原理の導入、公営企業の民営化、民間委託など
- 簡素な組織編成 ...迅速な意思決定ができるように現場に権限を委譲して、組織を簡素化する

モニター制度

行政運営に興味を持つ市民が登録し、行政が必要とする情報をアンケート方式で登録者から情報を得ることで、市民ニーズを把握するための仕組みをいいます。

予算の枠配分制度

グループ化(総務、民生、産業部門等)された各部門に対して、一定の予算を配分する。限られた予算を有効活用するため、グループ内で短期、中長期の政策達成のための目標設定や重点化施策を協議しながら事務事業を実施するものです。

4支所方式

本市では、合併の際に産業部門の課については均衡ある産業基盤の整備と地域の独自性を確保するため、本庁方式(本庁に機能を集中させる方法)を採用せず、本庁課・支所課それぞれが企画立案に関与せず独自に施策を実施する方法を採用しました。このことを4支所方式といいます。

類似団体

類似団体とは、態様(「人口」及び「産業構造」など)が似通っている市町村を一定の類型に従い、分類されたものです。「人口」及び「産業構造」は、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、容易かつ客観的に把握できるものとして使用されています。

ワンストップサービス

ワンストップとは、「一ヶ所、一度で」の意味。一度の手続きで様々な関連する行政サービスを一ヶ所で提供することをいいます。

アルファベット

ABC分析

製品やサービスを提供するための活動を詳細に分割して、個々の活動で必要とされたコストを算出し、原価計算を行う管理会計手法で、1980年代後半に、企業の経営手法の一つとして米国で開発されています。ABC分析以外に行政機関に導入されている民間の経営手法としては、バランススコアカードなどがあります。

BPR(Business Process Reengineering)

業務プロセス改革の略である BPR とは、それまでの業務活動を抜本的に見直し、仕事のやり方を刷新することです。現在の事務事業で行われている業務プロセスにとらわれずに、成果を得るためにはどのような仕事のやり方がふさわしいか、ゼロベースで再構築することをいいます。

ICT(Information and Communications Technology)

情報通信技術の略。コンピュータやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方です。

NPO

英語の Non-Profit Organization の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。つまり、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命(ミッション)の実現を目指して活動する組織や団体」のことです。

社会のさまざまな課題に対して、見過ごすことができない、待ってはられないという思いや志を持った個人が集まり、自らやるべきことを発見して行動し、実現しようとする組織や団体、それがNPOです。

PFI(Private Finance Initiative)

公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術・能力を活用して行う新しい手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供でき、事業コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待されます。